

構成	主な項目	内容	委員からの意見、キーワード等(7月6日分)
A 総則	前文	(1)まちの歴史、魅力、まちづくりへの思い、目指すまちなど	①熊本市の優位性の認識【中島洋】
	目的	(1)自治基本条例の理念に基づく。 (2)参画と協働の拡充推進の基本的事項を定める。	
	定義	(1)用語の説明 (とくに参画・協働の意味を明確化する)	
B 参画	参画全般	(1)参画の機会を拡充する。 (2)参画の対象、方法を定める。	①みんなが参加するための工夫されたプログラム【平橋】 ②インボルブメントの必要性【中島洋】
	重要な参画の方法	(1)パブリックコメントの対象、意見の公表を定める。 (2)審議会等の委員の選任、会議の公開を定める。 (3)無作為抽出された市民による協議の場に関することを定める。	
C 協働	協働全般	(1)協働の取組みを拡充する。 (2)協働の形態と役割に応じた関係を定める。	①災害時の地域での助け合い【吉田】 ①コミュニティづくりの情報発信ツール【中島久】 ②自治会での広報【吉田】 ③協働のコーディネート(情報)【松崎】 ④情報の(高齢者等を考慮した)告知【中島洋】 ⑤ITにアクセスできない人を考慮【長塩】 ⑥情報発信【岩下】 ⑦コミュニティを実感する機会が少ない、楽しくない 参加しない【長塩】 ①人材育成【吉田】 ②情報発信を活性化する人材【松崎】 ③コミュニティづくりのキーパーソン【中島久】 ④信頼されるリーダーを作る仕組み【岩下】
	活動推進 (相互支援)	(1)公益活動に関する効果的な情報発信や活動の場の充実、人・物・財政的支援を行う。	
	人材育成	(1)公益活動を支える人材育成に必要な環境づくりを行う。	
	説明責任	(1)受益団体の説明責任(自己責任)を定める。	
D 推進のための制度	拡充の仕組み	(1)コミュニティ活動の単位を定める。 (2)市民同士の協議の場を定める。 (3)区民と区役所の協議の場を定める。 (4)協議に必要な情報の共有を図る。 (5)参画、協働の検証と公表を定める。	①市民のエンパワーメントを育成する仕組み【上野】 ②小学校区で統計整備する必要性【上野】 ③文化を地域づくりに【中島久】 ④市民なりの解決提案【中島久】 ⑤自治基本条例が目指すものに向かっていくかの検証、現状把握【西村】
その他	条例見直し 委任	(1)政令市移行や成果検証に基づく条例見直しを定める。 (1)条例の施行に必要な事項は市長が別に定める。	①個人情報保護法に過剰反応しすぎない【荒木】 ①条例に頼らないことの重要性【長塩】
	条例の名称	(1)「市民参画と協働の推進条例」をたたき台として検討。	